

**年 金 あ れ こ れ**

～国民年金保険料の免除申請ができる  
対象期間が拡大されます～

■過去2年間に国民年金保険料の未納期間があるかた

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

これまでは、過去分の国民年金保険料の免除が受けられる期間は、申請の直前の7月（学生納付特例は直前の4月）までの1年以内でしたが、平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになります。

	24年 6月	24年 7月	25年 6月	25年 7月	26年 6月	26年 7月
現 行				←承認可能期間	←24年所得	
改正後	←承認可能期間	←承認可能期間	←承認可能期間	←承認可能期間	←承認可能期間	←承認可能期間
		←23年所得	←24年所得			

**ご注意！！**  
申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

【失業などの特例免除の対象期間も拡大されます】

災害・失業などを理由とした免除は、これまでは申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。平成26年4月からは災害・失業などの前月から災害・失業などがあつた年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります。

（平成26年3月以前にあつた災害・失業も対象になりますが、過去分の審査対象期間は、2年1カ月前までです）

【申請方法】 役場お客さま窓口係または旭川年金事務所に申請してください。

**保険料納付を忘れずに・・・納めて安心国民年金**

**こ れ か ら の 家 庭 教 育**

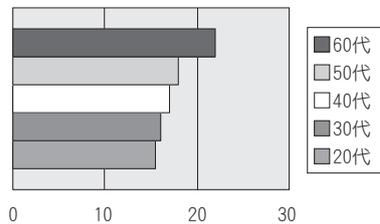
～子どもの体験活動～

平成22年におこなわれた文部科学省の「学校基本調査」によると小学生の約300人に1人、中学生の37人に1人が不登校であり、15年前に比べ、倍増しています。また児童生徒による暴力行為は増加傾向にあり、ニートの状態にある若者は10年間で1.5倍に増加しています。

こうした状況は社会環境を背景としつつ、家庭や地域、社会との関わりの中で育む社会性や自立心の形成などに課題を抱える子どもが増えていることを示しているといえるでしょう。

子どもが心身ともに健やかに成長していく上で、さまざまな体験をすることは重要です。

- 「自然体験」に関する5つの質問項目
- ・海や川で貝を採ったり魚を釣ったこと
  - ・海や川で泳いだこと
  - ・太陽が昇る所や沈む所を見たこと
  - ・夜空いっぱいに輝く星をゆっくり見たこと
  - ・湧水や川の水を飲んだこと



「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」 (平成22年)

◆年代が若くなるほど、子どもの頃の自然体験が減ってきている。

少子化、長時間労働など背景とし、家族と一緒に過ごす時間がとれず、それぞれ個別に行動することもよく見られるようになり、家庭生活を運営していく具体的な経験や能力が不足しがちです。子どもの体験活動を促すためには家族や学校はもちろん、地域との連携が必要となります。親と地域とのつながりをつくり、お子さんの健やかな発達を促し、見守り、育てていきましょう。

◆「つながりを創る家庭教育」より